

第 2 号議案への質問

これだけの決算監査を 1 人にでやるのか。監事は 2 名まで置くことが必要ではないのか。

回答

まずご質問・ご意見の表明をありがとうございます。確かに定款では監事は 1 名以上 2 名以下となっており、2 名まで置くことは可能です。しかしながら、中々幹事を引き受けていただける方もいない中、社団法人経理に詳しい税理士に会計チェックをしていただき、そのうえで監事に再度確認いただいているのが実情です。理想を追えばきりがありませんが、現状は本体制で運営したいと存じます。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。